

平成24年 8月 3日

第2408号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 建設業の許可の取消し(430・北秋田地域振興局総務企画部)……………1
- 建設業の許可の取消し(431・秋田地域振興局総務企画部)……………1
- 道路の供用開始(432・秋田地域振興局建設部)……………2
- 建設業の許可の取消し(433・由利地域振興局総務企画部)……………2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活力創造課)……………2
- 公の施設の指定管理者の募集(スポーツ振興課)……………3
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(財産活用課)……………5
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………5
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………6

告 示

秋田県告示第430号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年 8月 3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年 7月 4日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社上村建設
大館市釈迦内字中袋80番地
取締役 上 村 たみ子
秋田県知事許可(般-23)第397号
- 3 処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年 7月 3日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第431号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年 8月 3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年 7月27日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社TOKU
秋田市外旭川字大谷地44番地4
代表取締役 佐々木 徳衛門
秋田県知事許可(般-21)第80685号
- 3 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年7月26日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成24年8月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	男鹿琴丘線	男鹿市脇本富永字大牧197番5から脇本樽沢字碓23番9まで

2 供用開始の期日 平成24年8月3日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成24年8月3日から同月16日まで

秋田県告示第433号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年7月23日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

仁賀保建設株式会社
にかほ市両前寺字谷地32番地の2
代表取締役 竹 内 洋 輝
秋田県知事許可（般-23）第8364号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年7月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成24年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 鹿角ウインプルススポーツクラブ

3 代表者の氏名

杉 山 実

4 主たる事務所の所在地

鹿角市花輪字猿ヶ平47番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツの普及・振興事業を行い、地域住民の健康増進と子どもの健全育成を図

り、地域活性化に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 特定非営利活動の種類
- (2) 役員の職務
- (3) 役員の任期等
- (4) 総会の権能
- (5) 総会の開催
- (6) 総会の招集
- (7) 総会の議決
- (8) 理事会の開催
- (9) 理事の表決権等
- (10) 定款の変更

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年8月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

秋田県立総合射撃場 由利本荘市岩城道川字新田沢43番地

(2) 設置目的

秋田県立総合射撃場（以下「射撃場」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(3) 規模等

クレー射撃場、ライフル射撃場 敷地面積250,633平方メートル

(4) 主な施設

管理棟、ライフル射撃場（スモールボアライフル射場、エアライフル射場）

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 射撃場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、射撃場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの射撃場の事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名・生年月日・性別・学歴職歴等）を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班（電話018-860-1239）
- (3) 提出期限
平成24年10月3日（水）午後5時15分まで（必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 射撃場の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、射撃場の設置の目的又は性質に応じ、秋田県知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成24年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 7 募集要項の交付
- 5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成24年8月3日（金）から平成24年10月3日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、240円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を同封すること。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成24年8月21日（火）午前10時
- (2) 場所
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎3F 31会議室
- (3) その他
説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに9(9)にファクシミリで連絡すること。（様式任意）
- 9 その他
- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 射撃場の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 指定期間の予算総額は13,479千円を限度とする。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後締結される年度協定書により定める。
- (6) 射撃場の使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。
- (7) 指定管理者は、射撃場内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (9) 問い合わせ先
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班
（電話018-860-1239 ファクシミリ018-860-3876）

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年 8 月 3 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	秋田市南通築地15番	宅地	1,175.29	54,830,000
		共同住宅	645.31	0
		物置	87.47	0
2	秋田市飯島穀丁415番12	学校用地	18,049.59	104,688,000

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1～2	出納局財産活用課 調整・財産管理班（電話018-860-2735） 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	平成24年 8 月 3 日（金）から同月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成24年 8 月27日（月）午前10時
2	出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成24年 8 月27日（月）午前11時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合
法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年 8 月 3 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺27番地
 “ “ 館越字館回144番地 1
 “ “ 高崎字白旗32番地
 “ “ 上樋口字切通148番地
 “ “ 大川西野字中谷地56番地 2
 “ “ 大川谷地中字堰添35番地
 “ “ 大川石崎字沼田 3 番地
 “ “ 大川大川字ウツフケ88番地 5
 “ “ “ 字東屋布148番地
 “ 井川町今戸字寺ノ内234番地
 “ “ “ 字カチ田165番地
 “ “ 北川尻字海老沢後20番地
 潟上市飯田川飯塚字飯塚66番地

宮 川 東 典
 齊 藤 鉄 雄
 館 岡 晴 作
 猿 田 政 博
 加 藤 孝一郎
 佐 藤 一 衛
 加 藤 甚 七
 工 藤 勉
 伊 藤 正 春
 伊 藤 三 昭
 森 田 彪
 鷺 谷 忠
 富 樫 正 雄

2 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺27番地
 “ “ 館越字館回144番地 1
 “ “ 高崎字熊野台57番地
 “ “ 上樋口字屋岸120番地
 “ “ 大川西野字中谷地56番地 2
 “ “ 大川谷地中字堰添35番地
 “ “ 大川石崎字沼田 3 番地
 “ “ 大川大川字ウツフケ88番地 5
 “ “ “ 字東屋布148番地
 “ 井川町今戸字道下潟端69番地 2
 “ “ 浜井川字洲崎47番地
 “ “ 北川尻字海老沢後20番地
 潟上市飯田川飯塚字飯塚66番地

宮 川 東 典
 齊 藤 鉄 雄
 武 田 秀 雄
 猿 田 始
 加 藤 孝一郎
 佐 藤 一 衛
 加 藤 甚 七
 工 藤 勉
 伊 藤 正 春
 遠 藤 清 孝
 伊 藤 正 俊
 鷺 谷 忠
 富 樫 正 雄

3 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町上樋口字切通59番地
 “ “ 大川谷地中字谷地12番地 2
 “ 井川町今戸字家ノ後104番地

鳥 井 克 己
 佐 藤 和 利
 伊 藤 清 吉

4 就任監事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町上樋口字切通59番地
 “ “ 大川谷地中字谷地12番地 2
 “ 井川町今戸字家ノ後104番地

鳥 井 克 己
 佐 藤 和 利
 伊 藤 清 吉

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から次のとおり役員
 の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

大仙市清水字野口田中61番地
 “ 太田町国見字砂溜130番地
 “ “ 字四ツ橋121番地 1
 “ “ 字壺本塚12番地
 “ 太田町駒場字板戸50番地
 “ 太田町国見字南村253番地 2
 “ 清水字反目25番地
 “ 太田町国見字桜佐幣神176番地
 “ 太田町横沢字沼窪31番地
 “ 太田町駒場字板戸94番地

細 谷 精 悦
 小 松 幸 進
 佐々木 清兵衛
 小 松 功
 佐々木 忠 博
 佐々木 信 尾
 安 部 寛 治
 伊 藤 昇
 高 橋 茂
 佐々木 利 男

大仙市清水字下黒土1086番地	高 畠 良 市
〃 太田町駒場字沖田17番地	加 藤 幸 政
2 就任理事の住所及び氏名	
大仙市清水字野口田中61番地	細 谷 精 悦
〃 太田町国見字砂溜130番地	小 松 幸 進
〃 〃 字桜佐幣神176番地	伊 藤 昇
〃 〃 字壺本塚12番地	小 松 功
〃 太田町駒場字板戸50番地	佐々木 忠 博
〃 太田町国見字南村253番地 2	佐々木 信 尾
〃 清水字反目25番地	安 部 寛 治
〃 太田町駒場字板戸94番地	佐々木 利 男
〃 清水字下黒土1086番地	高 畠 良 市
〃 太田町駒場字沖田17番地	加 藤 幸 政
〃 太田町国見字平清水198番地 2	藤 澤 哲 雄
〃 太田町中里字二十町199番地 2	佐 藤 春 雄
3 退任監事の住所及び氏名	
大仙市太田町国見字相野130番地	小 松 葵
〃 太田町駒場字中村111番地	伊 藤 喜 由
〃 太田町国見字夏瀬250番地	草 薨 文 雄
4 就任監事の住所及び氏名	
大仙市太田町国見字相野130番地	小 松 葵
〃 〃 字夏瀬250番地	草 薨 文 雄
〃 太田町駒場字荒屋敷29番地 1	伊 藤 俊 二